

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	銚子市

銚子市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 銚子市農産課
所在地 千葉県銚子市若宮町 1 番地の 1
電話番号 0479-24-8939
FAX 番号 0479-25-0277
メールアドレス nousan3@city.choshi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ カラス、ドバト、スズメ、ムクドリ ヒヨドリ、ニホンジカ、キョン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	銚子市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	トウモロコシ、キャベツ、大根、落花生、イモ類、スイカ、メロン、人参	1,083千円	0.26ha
ハクビシン	-	-千円	-ha
アライグマ	-	-千円	-ha
カラス	トウモロコシ等	792千円	1.32ha
ドバト	-	-千円	-ha
スズメ	-	-千円	-ha
ムクドリ	-	-千円	-ha
ヒヨドリ	-	-千円	-ha
ニホンジカ	-	-千円	-ha
キョン	-	-千円	-ha

(2) 被害の傾向

イノシシについては、平成28年度に長山地区を中心にトウモロコシの食害やイモ類、落花生の掘り起こし、キャベツ、大根を踏まれるなどの被害が出始め、近年では市内西部地域全体で目撃情報が寄せられている。被害品目もスイカ、メロン、人参等にも拡がっており、農作物被害がさらに増加する恐れがある。

鳥類については、カラスによるトウモロコシの食害、農業用ビニールを破壊されるという被害が例年報告される。また、被害金額として計上されていないが、ドバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリによるキャベツの食害、キジによるトウモロコシの食害があるとの報告がされており、農作物の被害が懸念される。

アライグマ、ハクビシンについては、通年、市内各所において目撃情報が入っている。被害金額として計上されていないが、トウモロコシやイチゴ等の食害の報告も確認されている。

ニホンジカ、キョンについては、現時点で被害情報はないが、生息域の拡大により、市内での目撃情報が寄せられており、今後被害が発生する恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	1,083千円	0.26ha	500千円	0.12ha
ハクビシン	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
アライグマ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
カラス	792千円	1.32ha	500千円	0.83ha
ドバト	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
スズメ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ムクドリ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ヒヨドリ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ニホンジカ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
キョン	－千円	－ ha	0千円	0.0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>カラス等の鳥類については、銚海猟友会との委託契約により、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、キョンについては、わなの設置による捕獲を実施している。</p> <p>（捕獲機材の設置状況）</p> <p>令和2年度 大型箱わな16基 くくりわな10基</p> <p>令和3年度 大型箱わな13基 くくりわな10基</p> <p>令和4年度 大型箱わな10基 くくりわな10基</p>	<p>捕獲従事者である銚海猟友会の会員数の減少及び、高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。</p> <p>捕獲用わなの維持管理体制が十分に整っていないため、わなの増設が進まない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農業者個人での簡易電気柵設置に対し費用の補助を実施している。</p> <p>（電気柵整備状況）</p> <p>令和2年度 1,400m</p> <p>令和3年度 1,100m</p> <p>令和4年度 700m</p>	<p>簡易電気柵設置については、広範囲に効率的な設置を推進する。</p>

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害対策に加え、効果的な捕獲を実施できるような体制を引き続き整備していく。また、主にイノシシによる被害を減少させるように、銚海猟友会、市内農業者、関係団体等との情報交換を綿密に行う。狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

銚海猟友会による駆除・捕獲活動を継続的に実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ・ハクビシン ・アライグマ・カラス ・ドバト・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ・ニホンジカ・キョン	・猟友会による捕獲 ・捕獲資材（箱わな、くくりわな）の設置 ・農業者等に対して狩猟免許の取得を推進し、担い手の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績、被害状況、目撃情報及び被害地域からの聞き取り等に基づき設定する。過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の聞き取りなどから被害状況を把握し、千葉県特定鳥獣保護管理計画等に基づき計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
カラス	650羽	650羽	650羽
ドバト	100羽	100羽	100羽
スズメ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
キョン	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<p>猟友会による有害鳥獣の捕獲及び箱わな等による捕獲強化を図る。</p> <p>カラス等の鳥類についてはトウモロコシの収穫時期を中心として、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>ハクビシン、アライグマについては4月から翌年3月末日までの期間とし、箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、キョンについては4月から翌年3月末日までの期間とし、銃器、箱わな等による捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ドバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、ニホンジカ、キョン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみや農作物の収穫残渣の適切な管理 ・ 住民の有害鳥獣に関する知識向上対策

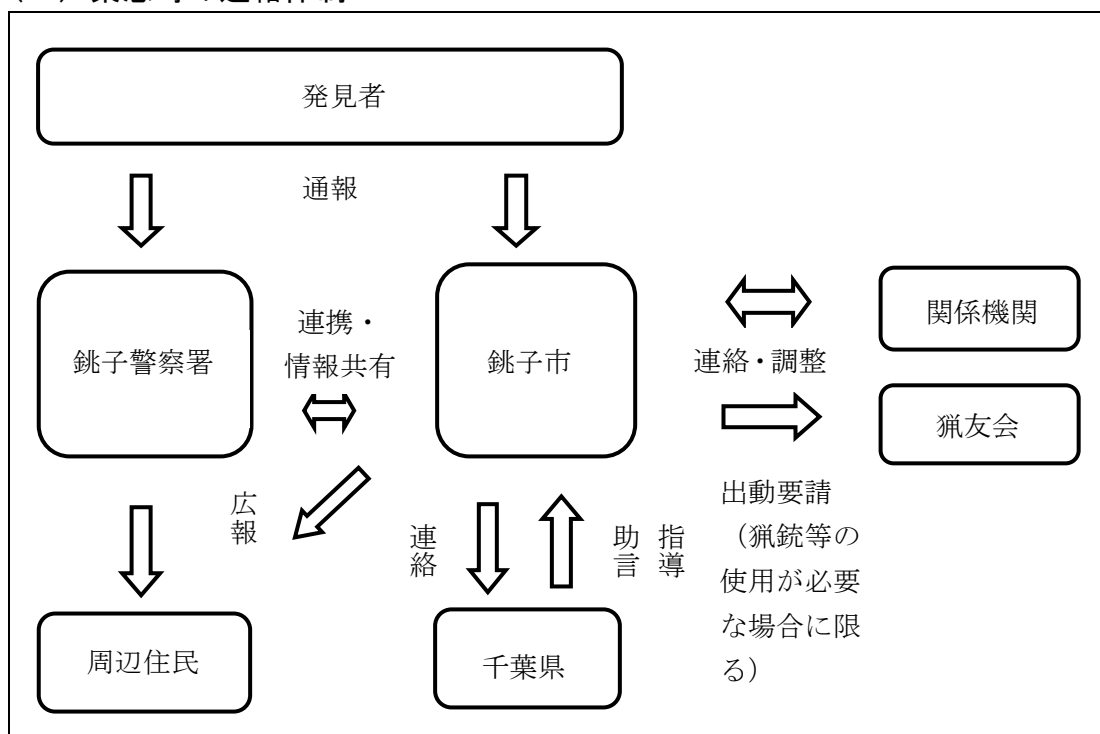
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
銚子市	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
銚子警察署	住民の安全確保（避難誘導、広報、交通整理、

	規制)、関係機関への連絡、緊急時の現場対応
銚海猟友会	緊急時の現場対応
千葉県	指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲現場での埋設処理又は東総地区クリーンセンターでの焼却処理を行うこととする。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシの年間捕獲頭数は比較的多いが、本市では食肉加工施設が整備されていないため、食品としての流通、販売は困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	銚子市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
銚子市農産課	事務局担当、協議会に関する連絡・調整、被害防止対策の立案

銚子市農業委員会	被害状況等の情報提供、被害防止対策への協力
海匝農業事務所 改良普及課	有害鳥獣に関する情報提供、営農（技術）指導
銚海猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、有害鳥獣の捕獲
ちばみどり農業協同組合	被害状況等の情報提供、関係者への広報・営農（技術）指導、被害防止対策への協力
千葉県農業共済組合海匝支所	被害状況等の情報提供、関係者への広報、被害防止対策への協力
地域住民代表	地域の被害状況等の情報提供、関係者への周知、地域における被害防止対策の実施・協力
野生鳥獣に関する有識者	有害鳥獣に関する情報提供、被害防止に関する指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
海匝地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導、被害防止に関する指導、助言等
海匝農業事務所	被害防止に関する指導、助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び千葉県との連携を図る。地域全体での被害防止に対する意識の向上。